**長野県告示第181号**

平成16年長野県告示第560号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

別図に示す区域（別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県木曽地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第182号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

上水内郡信濃町大字平岡字向原156番1

産業立地・経営支援課

長野県告示第183号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

飯田市久米28番1、28番2、29番4、29番5、29番6、29番7、31番3、39番1、42番3、42番4、42番5、42番10、42番11、中村2974番2、2974番4、2974番9、2986番1、2986番2、2986番3の一部、2986番5、2987番、2990番3、2991番1、2991番3、2997番、2998番2、3000番1、3003番

産業立地・経営支援課

長野県告示第184号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

千曲市大字桑原字小坂西2491の1・2491の3・2503の1・2503の3・2503の6・2504の3・2504の5（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、2503の13、2503の14

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第185号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2670の14（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第186号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村葛島2670の9・2670の14・2670の16・2670の87・2670の105（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、2670の104

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推

進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第187号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点 座標補正及び標高補正）
- 2 作業期間
平成31年4月17日から令和元年8月30日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月12日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北林飯島線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村片桐3796番の2地先から上伊那郡中川村片桐4263番の9地先まで	旧	m 7.1~31.6	km 0.2755
同上	新	13.1~31.6	0.2755

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年10月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月12日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 路線名 北林飯島線

2 供用を開始する区間

上伊那郡中川村片桐3796番の2地先から

上伊那郡中川村片桐4263番の9地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年9月12日

道路管理課

選告示第36号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

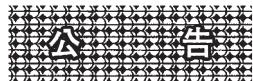
令和元年9月12日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

〔	35,168	〕	34,906
	319,795		318,161
	112,359		111,538
	72,822		72,162
	46,612		46,286
	19,754		19,598
	44,720		44,360
	13,784		13,681
	19,320		19,192
	11,902		11,822
	18,753		18,612
	9,085		9,030
別表中	18,436	を	18,304
	7,915		7,852
	6,610		6,545
	21,800		21,643
	18,714		18,583
	39,764		39,507
	21,271		21,153
	8,411		8,367
	27,443		27,277
	6,984		6,922
	22,935		22,776
	7,903		7,803
	8,828	〕	8,756

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年9月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

一般事務用パソコン2,226台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

令和2年2月1日から令和7年1月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の借入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、

次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

電話 026（235）7071

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月23日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎2階 パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 令和元年10月22日（火）午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画振興部情報政策課情報システム係

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和元年10月16日（水）午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他